◆◆◆欧州知的財産ニュース◆◆◆

2006 年 4~6 月号(Vol.13)

2006 年 6 月 13 日 JETRO デュッセルドルフセンタ-

目 次

(記事の閲覧には pdf ファイルの「しおり」もご利用ください)

≪特許≫

- ・ドイツ連邦参院、連邦政府に対して共同体特許の見直しを要請
- ·EPO. 特許出願公開のための技術的準備期間を5週に短縮
- · EU 閣僚理事会、医薬品アクセスに関する規則案を採択
- · EU と EPO, 欧州発明者大賞の表彰式を共催
- 英国特許庁、イノベーション支援戦略についてのコンサルテーション開始
- ・EPO における "Strategic Debate"

《 意 匠 · 商 標 ≫

- ・OHIM、ユーザー満足度調査結果を公表
- ・ドイツ連邦最高裁判所,「FUSSBALL WM 2006 (2006 年サッカーワールドカップ)」の商標権設定取消の判決
- ・欧州議会、ヘーグ協定ジュネーブアクト加入を承認
- ·OHIM. クレジットカードによる支払いを開始すると発表

≪ 模 倣 品・海 賊 版 対 策 ≫

- ・欧州委員会、知的財産侵害に対する罰則強化指令案を再提案
- ・メルケル首相,独中首脳会談で中国に知的財産権侵害問題に関して強くア ピール
- ·EU のマンデルソン委員(通商担当),中国に知財保護の改善を要請
- ·世界税関機構,模倣品·海賊版に関するワークショップを開催

≪特許情報·電子出願≫

- ·OHIM, 2005 年の年報を公表
- ・スペイン特許庁、2005年の年報を公表
- ・スロバキア特許庁、2005年の年報を公表
- ・リトアニア特許庁、知的財産に関する 2005 年の統計を公表
- ・スロベニア特許庁、2005年の年報を公表

≪その他≫

- ·WIPO, 非公式特許法常設委員会(非公式 SCP) を開催
- ·欧州委員会、EU-中国間の貿易関係に関するコンサルテーション開始
- · EPO ミュンヘンにおける審査官のストライキ
- ·EU 諸機関、「.eu」トップレベルドメインの使用開始
- ·CIPA, 欧州委員会の欧州における特許システムに関する意見公募に意見を 提出
- ·FICPI. 総会を開催

欧州知的財産ニュースは、JETROデュッセルドルフセンター産業財産権調査員(坂東・北村)により作成されたものです。配信又は配信中止のご希望、内容に関するお問い合わせ、ご意見・ご希望は、patent_tcd@jetro.go.jp までお知らせ下さい。

Copyright(C)2006JETROデュッセルドルフセンター(坂東・北村)All rights reserved.

本メールの掲載内容を許可なく転載すること、配信された電子メールの第三者への転送、Webサイトへアップすることは固く禁じます。なお、掲載するニュースの記載内容については、正確性を十分に期しておりますが、記載の内容に起因する損害や不利益等が生じても責任は負いかねますので、予めご了承下さい。

≪特許≫

・ドイツ連邦参院, 連邦政府に対して共同体特許の見直しを要請

ドイツ連邦参院の4月7日付けプレスリリースによると、連邦参院は4月7日行われた 決議の中で、連邦政府に対し、訴訟協定に関するEUでの交渉を推進するよう求めると共 に、共同体特許については現在の形態は避けるべきだとの姿勢を明らかにするよう要請し た。連邦参院の見解に拠れば、共同体特許制度の導入は現在のところ行き詰っており、ま た、共同体特許に関する現草案は、能率的かつ迅速で、さらに低経費で済む手続きの定着 を図るには適切でなく、EUが必要としているのは、拠点としての観点からも経費負担に 無理のない、かつ法的に足固めされた知的所有権保護制度である、とされている。

さらに連邦参院は、欧州特許制度の改造にあたっては、現在不備がある点のみにアプローチすべきであり、実定法規定の観点からも、また特許付与手続きの面からもその種の不備は認められない、としている。不備があるのは、裁判上の審理手続き及び国境を越えて効力を持つ特許の主張力に関するところだけである。ただし、特許付与制度に関連して翻訳の問題は取り組むべきであり、クレームを EU 公用語すべてに翻訳する方式を避け、2ヶ国語(母国語及びもう一つ別の欧州特許庁の使用言語)に制限すべきだと連邦参院は見ている。さらに、効力のある特許司法制度は不可欠であり、それは迅速かつ低経費でなければならないと考えている。この理由から、第1審の管轄権については国内の裁判所に置く点を確立させるべきであるが、ただしこれらにはボーダーレス管轄権を付与すべきだとされている。また裁判の場における言語体制は、最低限に抑えるべきだとしている。

加えて連邦参院は、共同体特許の法的位置付けに関するプロセスの展開とは別に、訴訟協定の交渉を推進し、締結することは喫緊の課題であると考えている。連邦参院の見解に拠れば、両者は並行して行うことができる。むしろ、訴訟協定による司法制度が確立されれば、共同体特許の基本的問題点の解決につながり、改正後の共同体特許向け司法制度として有益だと考えている。というのは、現在70万件余にのぼる欧州特許庁により付与されたいわゆるの特許の東の場合も含めて、判決の方向を統一する必要がおおいにあるものの、この問題は共同体特許制度によっても満足のいく結果は達成され得ないと考えられるためである。

(注) 連邦参院または連邦参議院 (Bundesrat)

ドイツ連邦共和国の州を代表する機関。連邦を構成する全ての州が代表を送っており州 民数の大小によって3~6票の表決権を持つ。各州表決権数に応じて3~6名の議員を派遣 しているが、これらは州政府の閣僚であり州民や州議会によって選ばれたものではない。 法律案を連邦議会に提出する権利を有する。法律の種類に応じては連邦参院の同意が必要 とされる。また参院の議員は連邦議会における発言権を持つ。一方,連邦議会 (Bundestag) は日本の衆議院に相当する国民代表機関。

----- 連邦参院のプレスリリースは、こちら -----

http://www.bundesrat.de/Site/Inhalt/DE/1_20Aktuelles/1.2_20Presse/1.2.1_20Pressemitteilungen/1.2.1.6_20Pressemitteilungen_202006/HI/56,templateId=renderUnterseiteKomplett.html

·EPO, 特許出願公開のための技術的準備期間を5週に短縮。

EPO は、特許出願公開のための技術的準備が完了する日を従来の出願から 18 ヶ月後の公開の日の7週間前から5週間前に短縮する旨、4月25日付けでプレスリリースした。

出願人にとって出願の公開を回避するために出願の取下げが出来る期間,つまりこの技術的準備完了は重要である。欧州特許付与に関する条約施行規則の第48規則(注)によると,特許出願の公開のための技術的準備が完了したとみなされる時期より前に出願が取り下げられるなどした場合は,出願は公開されない。従来はこの技術的準備の完了は,出願から18ヶ月後の公開の日の7週間前の日の終わりであったが,技術の発達により5週間前の日の終わりに変更される。この変更は2006年5月1日から有効となる。

一方で、審判部の決定により技術的準備完了後に取り下げられた出願の公開は EPO の義務ではないことから、EPO はそのような出願の公開も行なわないように努力しており、少なくとも公開予定日の2週間前に取下げの申請があった場合は大概公開されていないのが実情である。

(注)

欧州特許付与に関する条約施行規則(2001年6月28日改正,2002年1月2日施行) 第 IV 部 条約第 IV 部施行規則

第 III 章 欧州特許出願の公開

第48規則 公開のための技術的準備

- (1) 欧州特許庁長官は、欧州特許出願の公開のための技術的準備がいつ完了したとみなされるべきかについて決定する。
- (2) 欧州特許出願は、公開のための技術的準備の完了前に出願の拒絶が確定し、又は取り下げられ、若しくは取り下げられたものとみなされた場合は、公開しない。

 EPO のフ	゜レスリ	リースは,	こちら	

http://www.european-patent-office.org/news/info/2006 04 29 e.htm

· EU 閣僚理事会, 医薬品アクセスに関する規則案を採択

EU 閣僚理事会 (Council of the European Union) は、4月28日、公衆衛生の問題を有する 国々への輸出のための医薬品製造に関する特許権の強制実施権に関する規則を採択した。

医薬品アクセス問題については、2003 年 8 月 30 日の WTO 一般理事会において、強制 実施権のもとで製造した公衆衛生の問題への対応上必要な医薬品を他国へ輸出するために、一定の条件のもとで TRIPS 協定第 31 条(f)の履行義務を免除する旨の決定が行われた。そして昨年 12 月 6 日の WTO 一般理事会において、上記決定を TRIPS 協定に反映して TRIPS 第 31 条(f)の履行義務免除を恒久的とする旨の決定がなされており、加盟国には 2007 年 12 月 1 日までに改正協定の議定書を受諾することが求められている。今回の EU 規則案採択はこの WTO の決定の流れに沿ったものであり、共同体レベルでの WTO 義務履行がなされることとなる。

規則発効後は、欧州のジェネリック医薬企業は、一定の条件の下で特許権に係る医薬品の製造・輸出を行えることとなるが、それを逆輸入することは規則案において禁止されている。

欧州委員会 (European C ommission) の提出する EU 規則案は, EU 閣僚理事会及び欧州議会 (European Parliament) の採択を必要とするが, 同規則案は昨年 12 月 1 日にすでに欧州議会で採択されているため, 今後 EU 官報掲載後 20 日後に施行され, 各国に直接適用されることとなる。

EU 閣僚理事会のプレスリリースは、こちら
http://www.consilium.europa.eu/ueDocs/cms_Data/docs/pressdata/en/misc/89377.pdf
EU 閣僚理事会の規則案採択決定文書は、こちら
http://register.consilium.europa.eu/pdf/en/06/st08/st08932.en06.pdf
昨年の欧州議会における規則案採択については、欧州知的財産ニュース 2006 年 1
~3 月号 (Vol.12) 参照 ———
http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news_012.pdf
規則案本文については、こちら
http://www.europa.eu.int/comm/internal_market/indprop/docs/patent/medicines_en.pdf
――― 上記採択に関する欧州委員会による歓迎のコメントについては、こちら ―――
http://europa.eu.int/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/06/550&format=HTML&aged=0
&language=EN&guiLanguage=en

·EU と EPO, 欧州発明者大賞の表彰式を共催

5月3日, ブラッセルにおいて, 欧州委員会 (EC) のフェアホイゲン副委員長及び欧州特許庁 (EPO) のポンピドゥー長官参加の下, EC と EPO の共催による「欧州発明者大賞 (European Inventor of the year)」の表彰式が行われた。

欧州発明者大賞は、欧州の競争力を向上させる先端的技術の発明に対して付与され、1991年から 2000年までに EPO が特許した 38万件の中から、3500名の EPO 審査官の専門的知識を参酌しつつ、蘭の元首相を委員長とする 9名の選考委員からなる選考委員会が選出するもの。今年 4月、選考委員会は、「産業界」、「中小企業」、「大学・研究機関」、「新たなEUメンバー国」(=2004年に EU に加盟した東欧の 10ヶ国)、「欧州以外の国」及び「生涯をかけた発明」の 6 つのカテゴリーごとに、IT、通信、医学を中心とする分野から各 3名ずつの候補者を、欧州 9 カ国のほか、米・豪の計 11 カ国からノミネートしており、今回、各カテゴリーごとに大賞が決定された。

EC と EPO が共同でこのような表彰式を行うのは今回が初めての試みであるが、この背景には、欧州が世界の技術開発の中心であることを強調したいという EC/EPO の政治的意向がうかがえる。フェアホイゲン EC 副委員長は表彰式のスピーチにおいて、今回の表彰式は欧州の科学技術力をアピールするものであるとし、ノーベル賞にも匹敵するものと誇張した。また、このような欧州の動向は、欧州の持続可能な開発の進展等を目指し 2000年に EU が策定したリスボン戦略に沿ったものでもある。

なお、表彰式には、主催者である EC/EPO の幹部(フェアホイゲン EC 副委員長、ポンピドゥーEPO 長官、デサンテス EPO 副長官、ジルーEPO 欧州・国際部長)のほか、UKPOのマーチャント長官、SIPO の李副局長が出席していた。その他、欧州の特許弁護士、民間企業、EPO 審査官等を含め全体で 300 名弱の参加であった。

表彰式に先立って開催されたセミナーにおける EC/EPO 幹部のスピーチの骨子は以下のとおり。

<ポンピドゥーEPO 長官>

- ・ 欧州はこれまで優れた発明を行ってきたという歴史があるものの、米国、日本、中 国、インドと比べるとその競争力は弱い。
- ・ 日本は「知財立国」の理念の下に戦略計画 (= 「知的財産推進計画」のことと思われる)を策定し、米国は21世紀プランを打ち出している。また、中国でさえも知財保護の新戦略を公表している。
- ・ 欧州は十分に統合されていないため、上記の国々のような強いイニシアティブはとれない。しかし、EU、EPO、各国のナショナルオフィス、そして産業界等で連携して意見交換することにより、欧州内の発明及び技術革新を進展させるようなリーガルフレームワーク構築に取り組むことが重要。

<デサンテス EPO 副長官(DG5, 国際・法務担当) >

- ・ 知財は社会に価値を付加するもの。今後も日米との三極協力関係を持続していきた い。
- EPO はグローバルパテントを推奨しており、そのための制度インフラである PCT システムをサポートすべき。

<ストール EU 域内市場総局副局長>

- バイオ指令は現在各国法整備中。科学技術が競争力向上に貢献していることは疑いがない。
- ・ コンピュータ指令は昨年議会でつぶれたが、その教訓としていえるのは、もっと早い段階からポリシーメーカーがかかわるべきだったということ。今のところ、新たな指令案を再提案する予定はない。
- 共同体特許はまだ途上。

(注) リスボン戦略 (Lisbon Strategy)

2000 年開催のリスボン特別欧州理事会(EU 首脳会議)において合意された欧州社会モデルを中核とした経済、社会、そして持続可能な開発の進展に向けた 10 か年戦略。その後例年春の欧州理事会では主にリスボン戦略の進捗についてフォローアップを行うこととされている。

── EUのプレスリリースは,こちら ──

http://europa.eu.int/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/06/558&format=HTML&aged=0 &language=EN&guiLanguage=en

英国特許庁、イノベーション支援戦略についてのコンサルテーション開始

英国特許庁(UKPO)は、5月19日、「イノベーション支援戦略コンサルテーション文書 (Innovation Support Strategy Consultation Document)」を公表し、イノベーション支援のための UKPO 戦略についてのコンサルテーションを開始した。

現在,英国では,知的財産権の重要性の向上及び急速な技術革新という現状にかんがみ,財務長官から任命された元フィナンシャルタイムズ紙論説主幹の Andrew Gowers 氏の主導のもと,現行の知的財産権の枠組みについてのレビューを行っているところ。今回の UKPO のコンサルテーション文書は,このような英国内での動向を背景としたものであり,UKPO の専門知識とリソースを最大限効果的かつ効率的に利用することに焦点を絞っている。そして,UKPO の戦略が UKPO 以外の組織によるイノベーション支援活動を「補完」する目的で行っており重複するものではない点が強調されている。

この UKPO のコンサルテーション文書では、今後の政策目標を以下A~Fの6つに大別

- し、それぞれにおいて UKPO の行うべき行動計画が記載されている。
 - A【政策目標】産業界の商業的成功のための知財の利用

【UKPO の行動計画】

- 知財の利用についてのガイダンス
- ・中小企業に対する知財アウェアネスの向上
- ・外国における特許権行使についてのガイダンス
- ・知財に関するガイダンス及び助言を行うためのパートナーシップ構築
- ・女性団体及び発言力の弱い団体に対するイノベーションの促進
- ・イノベーションに関連した報償スキームへの参画及び創造性の向上
- インターネットを通じた知財ガイダンス
- B【政策目標】大学、研究機関の商業的成功のための知財の利用

【UKPO の行動計画】

- ・大学及び研究機関に対する知財アウェアネスの向上
- ・知財の商業化及び技術移転の支援に関する助言
- ・初等教育及び中等教育への知財の盛り込み
- ・初期発明プロセスについての助言
- C【政策目標】電子的環境における質の高い権利付与

【UKPO の行動計画】

- ・迅速かつ最高品質の権利付与
- ・効果的かつ魅力的な e-ビジネスサービスの提供
- ・顧客のニーズ及び期待に応えるサービスの提供
- ・欧州全体の商標データベース構築
- D【政策目標】産業界の意思決定援助のための、庁からの商業的サービスの提供

【UKPO の行動計画】

- ・新たな分析サービスの提供
- ・知財監査サービスの提供
- ・特許仲介オンラインサービスの提供又は現存する当該サービスへの参加
- ・プレミアム商標サービスの提供
- E【政策目標】知的財産権の適切な行使

【UKPO の行動計画】

- ・裁判手続きの簡素化及び向上
- ・調停サービスの提供
- ・知財犯罪に対処するための研修の提供
- ・中小企業のための知財保険商品の構築
- ・知的財産権行使に関する包括的な情報公表
- ・知財犯罪に取り組むための英知の結集

- F【政策目標】内外国の知財法/知財政策のフレームワーク構築 【UKPO の行動計画】
 - ・国際的な知財法及び知財政策の調和及び簡素化の促進
 - ・イノベーションと創造性支援を最適化するための国内知財法及び知財政策の フレームワークの見直しと簡素化
 - ・政策ビジネスプランの提供

コンサルテーション文書においては、上記行動計画の各項目ごとに、(1)すでに UKPO が行っている政策、(2)UKPO 以外の組織と共同で行うべき今後の政策、(3)UKPO のイニシアティブで行うべき今後の政策、の3種に分類して、現行/今後の政策を詳細に列挙している。

上記 UKPO の戦略に対し、以下のコメントが特に求められている。

- (1) 本戦略が他の組織によるイノベーション支援活動をサポート又は補完しているか。
- (2) 戦略中, UKPO が優先的に取り組むべき課題はどれか。
- (3) 戦略中, UKPO が取り組むことが適当でない課題はどれか。
- (4) 戦略に記載された以外に UKPO が取り組むべき課題はあるか。

コンサルテーションに対するコメントは何人も提出可能であり,8月21日が締め切りとなっている。

-----UKPO のコンサルテーション文書は、こちら -----

http://www.patent.gov.uk/about/consultations/support/fulldocument.pdf

・EPO における "Strategic Debate"

現在、EPO は、加盟国との間で、「EPO と各国特許庁(National Offices)との間の協力に関する戦略についての議論(Strategic Debate)」を行っており、2006年6月下旬に予定されている EPOr 管理理事会において「戦略パッケージ(Strategic Package)」として採択されることとなっている。本年2月の欧州知的財産ニュースでも簡単に紹介したところであるが、EPO の原案ペーパーに対する各国特許庁からのコメントがほぼ出揃い各国のスタンスが明らかになったこと、及び、EPO と各国特許庁の協力の内容が「審査の品質」「各国特許庁が行ったサーチ結果の EPO による利用」「EPO から各国特許庁への外注」という興味深い内容であることから、これまでの経緯から現時点に至るまでの状況を概説する。

1. 欧州特許ネットワークについての共同宣言(マドリッド宣言)

2005 年 5 月 31 日、管理理事会は、EPO と各国特許庁間の協力に関する戦略的議論に

ついて、同理事会の非公式作業部会メンバー(オーストリア、デンマーク、フランス、ドイツ、ハンガリー、オランダ、ポルトガル、スロベニア、スペイン、英国)が作成した文書を、「欧州特許ネットワークについての共同宣言(マドリッド宣言)」として採択した。 内容以下の通り。

- ○現在, EPO の機能低下(財政状況, 生産性の低下,審査の品質低下等)が懸念されるところ, EPO はその機能強化のために,中核業務(審査・権利付与)にリソースを集中し,特許ネットワークの一部を構成する各国特許庁の責任分担・権限委譲を認識し受け入れるべき。
- ○EPO は各国特許庁と協力し、業務の重複をできるだけ避けるべき。
- ○欧州特許ネットワークモデルにおいては、1)管理理事会が品質フレームワークを策定し EPO 及び各国特許庁がすべて同水準の高い審査の品質を確保することにより、出願人に特許庁選択の自由を与え競争原理を働かせるべき。 2)各国特許庁への外注基準は管理理事会が設定し、外注は EPO 業務の5%を超えないようにすべき。 3)出願件数の増大に伴い審査の質が問題となるところ、内部/外部委員会により質の確保をすべき。

さらに、管理理事会は、EPOに対し、上記マドリッド宣言の内容を踏まえた詳細なペーパーを管理理事会と協議しながら作成するマンデートを付与した。

2. EPO による原案ペーパー

上述のように管理理事会から与えられたマンデートに基づき,2005年11月25日,EPO は各国特許庁との協力に関する原案ペーパーを取りまとめた。ペーパーは,(1)審査の質,(2)各国特許庁が出したサーチ結果のEPOによる利用,(3)EPOから各国特許庁への外注,の三部から構成される。各部の概要は以下の通り

(1)審査の質

品質向上のために検討すべき事項が列挙されている。

- ・品質管理のための組織構造と責任(上層部による管理、品質管理部門の役割等)
- ・ユーザーとの関係における品質管理 (ニーズの把握、クレームの取扱/分析等)
- ・品質管理機能の向上(研修,ガイドライン等)
- ・オペレーションにおける品質管理

(2)サーチ結果の EPO による利用

各庁のサーチ結果の利用を推進するとしており、以下の点について詳述されている。

- ・利用可能な各庁からの情報(サーチ・審査結果の他、分類情報、単一性の情報等)
- ・利用手続き(出願人が EPO に各庁の結果を提出する時期,提出情報等)
- ・潜在的なインパクト(英、独が第一庁の場合、EPOの利用可能性向上)
- ・結果利用により EPO の受ける恩恵
- ・次のステップ (第一庁の FA 短縮, 料金減免, パイロットプロジェクトの実施等)

(3)EPO から各庁への外注

EPO 審査官の査定という審査中核業務は外注すべきでなく EPO の専管とすべきだが、 周辺業務は外注可能とし、以下の点について詳述されている。

- ・外注の定義(各庁への外注であり、民間への外注ではない等)
- ・外注の条件(質の担保,契約内容等)
- ・外注の実現可能性(EPCとの整合, BESTプロジェクトとの整合等)
- この EPO ペーパーに対し、2006年1月以降、各国特許庁からコメントが提出された。

3. EPO 原案ペーパーに対する各国特許庁からのコメント

各国特許庁の「サーチ結果の利用」を推奨する EPO ペーパーについては各国とも賛同。 他方、各国特許庁への「外注」については、ドイツ、フランス等大国は EPO と同意見、 すなわち EPO への集権維持を望んでいるが、これに対して小国は EPO と反対意見、すな わち各国への分権を推進すべきとしており、最も対立が大きい。詳細以下の通り。

- (1) ドイツ, フランス, スイス
- (i) 品質

EPO の品質管理システムは大官庁用であり、中小官庁には適さない。成果物の品質に焦点を当てるべきで、組織に焦点を当てるべきではない。欧州特許ネットワークを構成する各国特許庁が効率的に実行可能な品質担保システムとすべき。

(ii) サーチ結果の利用

賛成。サーチ結果の利用は強制でなく、EPO審査官は自由が与えられる。したがって、本件に関し最も問題となり得る主権問題は発生しない。庁間の協力は向上し、重複業務を避けられるが、EPOの審査判断には介入しない。

出願人にとっては EPO の料金低下が期待される。EPO にとっては各庁の行うファーストスクリーニングによりワークロード低減が期待される。各国特許庁にとっては、料金低減により自庁への出願増が見込め、各庁の強化になる。

(iii) 各国特許庁への外注

一般論としては賛成。ただし、特許付与の最終決定は EPO が行うべきであるが、 それにつながる実質的業務(サーチ、審査)は外注すべきでない。EPO が特許付与と いう中核業務に専念できるような他の周辺業務を外注すべき。

- (2) オーストリア, デンマーク, フィンランド, ハンガリー, ノルウェー, ポルトガル, スペイン, スウェーデン等
- (i) 総論

EPO のペーパーはマドリッド宣言に反している。各国特許庁のパフォーマンスを過小評価し、事実に基づいていない。管理理事会の言う業務の重複を避けるのであれば、各国特許庁の特許性に関する判断を尊重すべき。サーチ業務などは EPO の責任監督下にて各国特許庁が行うことができる。Strategy debate は欧州ユーザーのニーズを

考慮すべきで EPO のニーズで考えるべきではない。

(ii) 品質管理

EPO の提示した品質管理システムは十分練られている。WGを設立して考えていくべき。

(iii) サーチ結果の利用

各国特許庁は単なるサーチでなく特許性判断業務も行っている。EPO が BEST 計画 (=サーチと審査の統合) を実施することは、各国特許庁の協力をよりやりやすいものとしている。

(iv) 外注

PCT業務を各庁に移管すべき。ただし、外注は業務の移行ではあっても、責任の移行ではなく、集中化議定書に影響を及ぼすものではない。

≪ 意 匠 · 商 標 ≫

·OHIM. ユーザー満足度調査結果を公表

OHIM は,20日付で,ユーザー満足度調査結果を公表した。

これは、昨年、OHIM が共同体商標出願の取扱基準を確立することにより顧客満足度の向上に向けて取り組むとの方針を決定し、それに基づいて実施されたもの。昨年 12 月から今年 1 月の 1 ヶ月間外部調査機関に委託して行い、改善すべき点を特定しそれに向けてOHIM が優先順位をつけてサービスを向上させることを目的としている。意匠/商標権者及び代理人より 1100 以上に上る回答を回収し、権利者と代理人の意見が異なることにかんがみ、それぞれの意見について別々に分析を行った。結果は以下の通り。

【総論】

- ・ユーザー,特に代理人は,OHIMに全般的には満足している。
- ・権利者及び代理人両者が挙げた OHIM の主たる長所は、グローバルなイメージ、共同体意匠、コミュニケーション及び OHIM 職員。

- ・権利者及び代理人ともグローバルイメージに向けた OHIM の高いプロ意識と高品質のサービスを指摘。代理人は OHIM ウェブサイトの充実を指摘するが、権利者は更なる充実を期待。共同体意匠及び職員については全く問題なし。
- ・共同体商標については改善の余地があるとし、代理人は「判断の明確性」と「審査官 の判断の統一性」を最重要課題と位置づけ、権利者は「判断の根拠の完全さと深さ」 が最も重要とした。
- ・別のウイークポイントは「時間」。すなわち、出願人からの請求の処理や審査処理にか かる時間が問題と指摘。
- ・その他,職員へのコンタクトが全般的に取りにくい点について,特に実務面でのサービスを期待する者からの指摘あり。

【利用頻度別結果】

・OHIM の「ヘビーユーザー」か「ライトユーザー」かで意見が分離。権利者は OHIM を頻繁に利用する者ほど満足度が高くなったが、逆に代理人は OHIM のヘビーユーザーほど低い評価を付与。

【国別結果】

・権利者か代理人かを問わず、OHIM への満足度が最も高かったのがイタリアのユーザー、最も低かったのが英国のユーザー。

【改善の優先度別結果】

・昨年よりは高くなったとの評価がされつつも、職員にコンタクトしやすくすること及び応答のスピード(特に共同体商標の審査)を改善すべきとの指摘。商標審査、異議、無効、審判の手続において、判断の明確性と統一性が欠けている点は、時間の問題と同様改善の余地があると指摘。

【今後の見通し】

- ・調査結果によって指摘された問題点に取り組むためのタスクフォースがアクションプランを検討しており、すべての問題点を「戦略的欠点」と「許容可能な欠点」に分けて取り組む予定。定期的に経過報告が行われる予定。
- ・次回の満足度調査は2006年6月に実施予定。

── OHIM のプレスリリースは, こちら ──
http://oami.eu.int/en/office/newsletter/06004.htm#ED1
調査結果要約は,こちら
http://oami.eu.int/en/office/pdf/USSExecutive_summary.pd
調査結果全文は,こちら
http://oami.eu.int/en/office/ndf/USSFinalREPOrt.ndf

・ドイツ連邦最高裁判所, 「FUSSBALL WM 2006 (2006 年サッカーワールドカップ)」の商標権設定取消の判決

ドイツ連邦通常裁判所は、4月27日、FIFA(国際サッカー連盟)が商標登録していた「FUSSBALL WM 2006 (2006年サッカーワールドカップ)」の登録を取り消すとの判決を下した。詳細には以下の通り。

[経緯]

- FIFA (Fédération Internationale de Football Association = 国際サッカー連盟)は、2002 年半 ばから 2003 年始めにかけ、ドイツ特許・商標庁より当該商標を持つ約 850 件の商品及 びサービス業務の登録を受けた。
- ・ その後, 専有を否定する構成要件が成立することを理由として, 商標登録取消審判請求が何件かあった。
- ・ ドイツ特許・商標庁は取消請求を認める審決を下し、当該商標登録の全面的取消を命じた。
- ・ これに対し、FIFA は連邦特許裁判所に対して不服申立てを行い、同裁判所は、当該商標を用いている一部の商品及びサービス業務についてのみ、取消の正当性を追認した。 (連邦特許裁判所判決: 2005 年 8 月 3 日)
- ・ この判決に対して FIFA 及び菓子メーカーFerrero(取消審判請求者)とも法律違反を理由 とする抗告(Rechtsbeschwerde: 民事の場合は連邦通常裁判所宛に行う)を行った。
- ・ その結果,連邦通常裁判所の商標事件担当の連邦通常裁判所第 I 民事部において,そ の適法性につき全面的に再検討されるに至った。

[結果]

連邦通常裁判所は、「FUSSBALL WM 2006」との商標登録は、全商品及び全サービス業務につき、全面的に取り消すべしとする判決を下した。

[理由]

この商標には、商標法第8条第2項第1号が定義するところの識別能力が全く無い。

『FUSSBALL WM 2006』とのネーミングは、スポーツ催事の普通名称、すなわち 2006年にドイツで行われるサッカー世界大会を一般的言語で表現したものである。これは、受け手側から、当該催事を記述する名称と理解される。この名称には、或る企業の商品及び役務サービスと、他の企業の商品及び役務サービスとを区別するための適性が欠落している。FIFAが 2006年にドイツで開催されるサッカー世界大会の主催者として行動しているのは事実としても、だからと言って受け手側は、『FUSSBALL WM 2006』との名称を伴う商品若しくは役務サービスが FIFA の監督下で製造され、若しくは提供され、さらに商品の製造者として又は役務サービスの提供者として FIFA がその品質に責任を負うとの印象

14 –

は抱かない。

『WM 2006』(WM = Weltmeisterschaft: 世界大会)という商標には、サッカーワールドカップとの関連性を明確に記述する性質は無いと考えられる。2006年サッカーワールドカップに関係する商品及び役務サービスの確認審判において、連邦特許裁判所は『WM 2006』との名称はサッカーのみならず、2006年に行われる国際試合を示すものだとしており、この判断には法的にまったく瑕疵が無い。従って、サッカーと関連する商品及び役務サービスであると識別する能力はない。この限りにおいて、連邦通常裁判所は『WM 2006』商標の登録取消を追認するものである。

判決日: 2006年4月27日

整理番号: IZB 96/05 及び IZB 97/05

連邦特許裁判所判決: 2005年8月3日

整理番号: 32 W (pat) 237/04 及び 32 W (pat) 238/04

「参考1]

ドイツの連邦裁判所には、扱う内容に応じて、連邦通常裁判所、連邦行政裁判所、連邦労働裁判所、連邦財政裁判所、連邦社会裁判所の5系列あり、さらに連邦憲法裁判所は、憲法及び国際法の分野のみを取り扱い、審級を構成していない。

[参考2] ドイツ商標法第8条 絶対的拒絶理由

[1] 第3条に規定する商標として保護を受けることのできる標識であっても、視覚により認識

できるように表現することができないものは、登録されないものとする。

- [2] 次の商標は登録されないものとする。
 - (1) 商品又はサービスについての識別性を有していない商標

	連邦通常裁判所公報	(ドイツ語) は,	こちら		
http://jur	is.bundesgerichtshof.de/	cgi-bin/rechtspred	chung/docu	ument.py?Gericht=bgh&Ar	t=pm&Dat
um=2006	5&Sort=3&nr=36065&p	os=8&anz=76			

・欧州議会、ヘーグ協定ジュネーブアクト加入を承認

欧州議会 (European Parlia ment) は、5月17日、意匠の国際登録に関するヘーグ協定ジュネーブアクトへの欧州共同体 (EC) の加入についての欧州委員会 (European Commission) 提案を承認した。

ジュネーブアクトへの EC の加入は、閣僚理事会 (Council of European Union) の専権事項であるため、欧州議会の関与は形式的なものに過ぎず、承認されるか否かは加入手続きに直接的には関係しない。しかし、欧州議会における承認は、今後の閣僚理事会における加入に向けた動きを加速することとなろう。

2004年に欧州委員会が行ったコンサルテーションによれば、ジュネーブアクトへの近い将来の加入について、産業界や各加盟国から圧倒的支持が得られていた。欧州内では共同体意匠制度により統一した意匠保護が可能であるが、ECが同アクトに加入すれば、簡素な手続及び低コストで欧州外の加盟国における意匠の国際保護が可能となる。

へ一グ協定ジュネーブアクトは、日米等の実体審査国や EC 等の政府間機関の加盟促進を目的として 1999 年に採択されたもので、無審査国を中心とする既存のへ一グ協定の改良版。2003 年 12 月に発効し、2006 年 4 月現在、加盟国数は 19 カ国。日米や欧州主要国は現在未加入。

今回承認されたのは、EC のジュネーブアクト加入提案及び加入に伴う EU 規則改正提案 の2つ。いずれも今後閣僚理事会で検討されることとなる。

(注)へ一グ協定ジュネーブアクトの 2006 年 4 月現在の加盟国は,クロアチア,エジプト, エストニア,グルジア,ハンガリー,アイスランド,キルギスタン,ラトビア,リヒテンシュタイン,ナミビア,モルドバ,ルーマニア,シンガポール,スロベニア,スペイン,スイス,マケドニア,トルコ,ウクライナ。

欧州委員会のプレスリリースは,こちら
http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/06/650&format=HTML&aged=0&
anguage=EN&guiLanguage=en

---- 欧州議会での投票結果は,こちら ----

http://www.europarl.europa.eu/news/expert/tous_les_epvotes/default/default_en.htm

·OHIM, クレジットカードによる支払いを開始すると発表

欧州共同体商標意匠庁(OHIM)は、まもなくクレジットカードによる支払いを開始する旨の5月18日付けの長官決定を発表した。

共同体商標のインターネットを介した電子出願に係る料金について、クレジットカードによる支払いが可能となる。使用可能なクレジット・カードは、VISA、MasterCard、Eurocardで、ユーロが用いられる。開始日については、追って Official Journal で公表される。

OHIM の長官決定は,	こちら	ò ——
--------------------------------	-----	------

http://oami.europa.eu/en/office/aspects/pdf/ex063en.pdf

OHIM が 5 月 24 日発行したニュースレターは、こちら

http://oami.europa.eu/en/office/newsletter/newsletter0506.htm

≪ 模 倣 品・海 賊 版 対 策 ≫

・欧州委員会、知的財産侵害に対する罰則強化指令案を再提案

欧州委員会は、4月26日、知的財産侵害への罰則を強化する指令案を再提案した。

欧州委員会は2005年7月12日付けで今回と同様の指令案を提出していたが、欧州委員会が刑法の規定を導入することはその権限外であるとして一部加盟国の反発があったところ、同年9月12日に欧州司法裁判所が、「原則、刑法規定は共同体の所掌の範囲内ではないが、侵害に対抗するために加盟国が効果的な刑事罰を適用することが必要不可欠でありかつ加盟国の刑法と関連したものであれば、共同体が刑事罰に関する法整備することを妨げない」との判決を下し、これを受けて今回の再提案に至った。

欧州委員会のフラッティーニ副委員長(司法,自由,安全担当)は,今回の欧州委員会の再提案は欧州における模倣品・海賊品との闘いであることを強調し,各加盟国が刑事罰の規定を強化することは欧州の経済に甚大な損害を与える模倣品問題に対抗するために必要最低限の措置であるとしている。

再指令案では、当初の指令案通り、あらゆる知的財産侵害(侵害の未遂、幇助、教唆を含む)を刑罰の対象としており、犯罪が組織的に行われた場合又は個人の健康や安全に重大な危険をもたらした場合には、最低でも懲役4年を科すこととしている。また、罰金については、上記と同様の場合においては最低30万ユーロ、それ以外の場合においては最低10万ユーロをそれぞれ科すこととしている。加盟国はこれらよりも重い刑罰を科すことができる。

近年欧州では模倣品被害が増大し、特に「飲食品」等の安全と健康に被害をもたらし得る模倣品が急増している。これらの物品の税関での摘発件数は、2004年は4.5百万点に上り、前年から倍増している。模倣品・海賊品は欧州内の正当な商取引に悪影響を及ぼし技術革新を脅かすばかりでなく、欧州市民の健康や安全の問題も生じるため、加盟国が協調して刑事罰規定を揃えるべきであると欧州委員会は指摘している。

今後、上記再指令案は、閣僚理事会及び欧州議会において審議される。

EU のプレスリリースは、こちら ——
http://europa.eu.int/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/06/532&format=HTML&aged=0
&language=EN&guiLanguage=en

昨年の指令案提出については、欧州知的財産ニュース 2005 年 6~9 月号 (Vol.10)
参照 ———
http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news_010.pdf
昨年9月12日の判決については、こちら
http://europa.eu.int/rapid/pressReleasesAction.do?reference=CJE/05/75&format=HTML&aged=
1&language=EN&guiLanguage=en
EU の模倣品被害統計については、こちら
$\underline{http://europa.eu.int/comm/taxation_customs/customs_controls/counterfeit_piracy/statist\underline{i}cs/index_en.html.$

・メルケル首相,独中首脳会談で中国に知的財産権侵害問題に関して強くア ピール

ドイツのメルケル首相は、5月22日初めて中国を訪問し、北京で温家宝首相と会談した。 この中で、知的財産権侵害問題も取り上げ、中国に対して注文をつけた。なお、訪問団に は、グロス経済技術相、ティーフェンゼー連邦運輸建設住宅相、また政財界40名からなる 経済ミッションが随行している。

首相訪中前の5月18日,ドイツの反模倣品・海賊版協会(APM)は,他のEU諸国は米国,日本同様長年にわたってもっと熱心にこの問題に取り組んできており,連邦政府がドイツ経済界の模倣行為に対するドイツ経済界の問題意識を代弁することを強く求めるプレスリリースを行なっている。この中で,2005年に税関で差押さえられた海賊版のうち,中国・香港からのものが46%に達していると指摘している。

また,連邦首相府の5月22日付けプレスリリースでは,温首相はメルケル首相との会談で知的財産権保護は中国自身も関心が有ることを強調し、これまでたゆまぬ努力をしてきたとしつつも、中国においてさらなる問題があるとの認識も表明した上で、知的財産権保護への関心をさらに高めていくとした。外国企業の海賊行為による損害は大きく、特にソフトウェアの分野について議論の必要が有る。

さらに、連邦首相府の23日付けのプレスリリースによると、メルケル首相は第2ドイツ 放送のインタビューにおいて、単に製品をコピーすることは違法行為であり、中国は知的 財産権を我々が利用しているのと同様に利用することを学ぶ必要が有る、と述べ、さらに、 中国政府は既にしっかりと対策をとってきているが、法の執行に当たって問題が生じてい るとの認識を示した。その上で、ドイツは継続して問題を指摘する政治責任があるとの認 識を示し、知的財産権問題が段階的に改善されていくことに対する期待を表明した。

ドイツ紡織・モード産業連合会(CGTF)のプレスリリースによると、独中首脳会談後、 両首脳同席のもと、中国紡織工業協会(CNTAC)との間で締結された協定には、意匠・商 標のコピーに対して共同で取り組んでいくこと、知的所有権の侵害には組織レベルで把握して罰していくこと、協会加盟企業の違法行為に厳しく対処していくこと、侵害に対する相互協力、違法な海賊版製品に対する刑法上の規定等についての定期的な意見交換、などの対策の強化が盛り込まれた。

(注) ドイツ反模倣品・海賊版協会

ドイツ反模倣品・海賊版協会(Aktionskreiskreis Deutsche Wirtschaft Gegen Produkt- und Markenpiraterie E.V.; APM)は、ドイツ商工会議所連合会(Association of German Chambers of Commerce ; DIHK)、ドイツ産業連盟(Federation of German Industry ; BDI)、ドイツブランド協会(Association of Proprietary Brands)等が共同で 1997 年に設立した非営利民間団体。ドイツ大手企業を中心に、ノキア、マイクロソフト、ホンダ、GM ほかの外資系企業も含む様々な産業分野の 65 社が会員。欧州模倣対策ネットワーク(European Anti-counterfeiting Network; REACT)のドイツユニット。活動は、情報交換、ロビー活動の他、ドイツ国内の調査(モニターリング)を実施。調査員は警察や税関の退役者など。定期的に輸入販売店などを訪問、監視して模倣品調査を実施、侵害の場合は権利者へ連絡し、必要な措置をとることになる。



·EU のマンデルソン委員(通商担当),中国に知財保護の改善を要請

欧州委員会(European Commission)は、欧州連合(EU)のマンデルソン欧州委員(通商担当)が7日北京で薄商務部長と会談を行ない、模倣品・海賊版に言及し、知的財産保護の改善を要請した旨、8日付けでプレスリリースを行った。

また、マンデルソン氏は北京の大学で講演し、中国は WTO のメンバーとしての責任を

果たすべきである点を指摘し、EUの投資・貿易にかかるアクセス性の改善、知的財産権保護の改善などをなわなければ、欧州において保護貿易論者の否定的なリアクションを招くことになる、と主張した。

また、マンデルソン委員は中国商務部の代表らと共に、北京にある小売市場とスポーツウェア、ファッション産業関係の外国ブランド所有者が共同で北京の小売市場における模倣品販売に取り組んでいくという覚書の署名式に同席し、知的財産の保護は、我々の経済関係の本質であり、それ故このイニシャティブは大変重要である、と述べた。

·世界税関機構,模倣品·海賊版に関するワークショップを開催

http://ec.europa.eu/comm/trade/issues/bilateral/countries/china/pr050606 en.htm

世界税関機構(WCO) (注1)は、欧州委員会 (European Commission) 及びヨーロッパ・スポーツ用品産業連盟 (FESI: the Federation of the European Sporting Goods Industry) (注2)と 共催で、ドイツで行われる FIF A World Cup 2006 に関連する模倣品・海賊版への取り組みについてのワークショップを 5 月 29,30 日にブリュッセルにおいて開催した。

WCO の事務局次長はスピーチで、税関はドイツで行なわれるサッカー・ワールド・カップは模倣品及び海賊版を市場に大量に投入するには絶好の機会となる、と懸念を表明するとともに、関係当局が公共の安全に注意を注がざるを得ないこともこれらの犯罪者に有利に働き、さらに税関職員にとっては"World Cup 2006"のライセンスを得て生産される製品が多岐にわたることから偽物と本物を水際で見分けることは大変難しくなるであろう、と述べた。

スピーカには、ADIDAS、PUMA、NIKE などのスポーツ用品メーカーの他、各国税関や Union des Fabricants (注3)、APM (注4) などの反模倣品・海賊版団体も含まれる。

20 –

(注1) WCO

World Cust oms Organization. 世界税関機構。1952年の"関税協力理事会(CCC:Customs Co-operation Council)を設立する条約"の発効に始まり、1994年6月の総会以降通称としてWCOが用いられている。税関制度の調和・統一並びに関税行政の国際協力の推進により国際貿易の発展に貢献することを目的とし、主な任務は、①分類や税関手続に関する諸条約の作成、見直しを行い、また、これらの統一的解釈を提示すること、②WTOが主管する関税評価及び原産地規則に係る協定の統一的解釈及び適用のため、技術的検討を行うこと、③国際的な監視・取締の協力、関税技術協力の推進等に取り組むこと。加盟国は約170国・地域。日本は1964年に加盟。事務局はブリュッセル。http://www.wcoomd.org/

(注2) FESI

The Federation of the European Sporting Goods Industry. ヨーロッパ・スポーツ用品産業連盟。 1800 以上の欧州のスポーツ用品製造業者が加盟。事務局はブリュッセル。 http://www.fesi-sport.org/

(注3) Union des Fabricants

欧州知的財産ニュース 2006 年 1~3 月号 (Vol.12)第 21,22 頁参照。 http://www.jetro.go.jp/world/europe/jp/archive/pdf/news 012.pdf

(注4) APM

ベルリンにある非営利民間団体。1997年設立。ドイツ商工会議所、ドイツ産業連盟、ブランド協会の共同設立。会員企業は約70社で、ホンダ、Microsoft、ノキアなども含まれる。ドイツ国内の模倣品の調査活動も実施している。http://www.markenpiraterie-apm.de/

	事務局次長のスピーチは、こちら
http://ww	w.wcoomd.org/ie/En/en.html
	ワークショップの議題案は、こちら
http://ww	w.wfsgi.org/main_pages/Draft%20agenda%20%20EN%20FIFA%20World%20cup1.pdf

≪特許情報·電子出願≫

·OHIM, 2005 年の年報を公表

OHIM (欧州共同体商標意匠庁) は、3 月 22 日発行の Newsletter により 2005 年の年報 (Annual Report 2005) を公表した。

これによると、主な内容は以下の通り。

- ・欧州共同体商標(Community Trade Mark)の出願件数は,58,651件(2004年は58,857件。)。 出願を国別にみると上位から順に,米国10,250件(17.48%),ドイツ9,940件(16.95%), イギリス6,665件(11.36%),以下スペイン,イタリア,フランス,オランダ,日本(1,330件,2.27%,8位)と続く。出願のうち31.91%が電子出願。
- ・共同体意匠出願件数は、2005 年は 16,741 件。登録共同体意匠 (RCD: Re gistered Community D esign) を国別にみると上位から順に、ドイツ 14,885 件 (23%)、イタリア 10,359 件 (16%)、アメリカ (8%)、以下イギリス、フランス、スペイン、日本 (2,163件、3.42%、7位)と続く。
- ・OHIM は、EU 各国の意匠商標庁と技術協力会合を開催するなど協力を深め、また JPO との第 2 回意匠審査官協議開催、KIPO の訪問、USPTO,JPO との分類に関する三極会合開催、など各国との協力活動を行った。
- ・遠隔勤務(テレワーキング)にかかるプロジェクトを立ち上げ、2005 年末には全体の 11% に当る 80 名以上の 100%遠隔勤務を行う者の効果をモニターし、管理体制の構築を目指した。この結果、非常にスムーズにプロジェクトは進展し、技術的課題もほとんどなく、非常に満足度の高い結果が得られた。今後は他の時間体制や地理的エリアに拡大して施行する予定。

OHIM が 3 月 22 日に発行した Newsletter は、こちら

http://www.oami.europa.eu/en/office/newsletter/06003.htm#ED2

OHIM が公表した 2005 年の年報は、こちら

http://oami.europa.eu/en/office/diff/pdf/ar2005.pdf#search='OHIM%20annual%20report%20200

5'

・スペイン特許庁、2005年の年報を公表

スペイン特許庁は、2005年の年報を5月に公表した。

これによると、スペイン特許庁に出願された特許出願数は 2004 年の 3,252 件から 4.9% 増加した(同年報第 6 頁参照。)(注)。また、実用新案出願数は、2004 年の 2,901 件から 2005 年の 2,853 件に 1.65%減少。意匠出願数は、1,890 件、商標出願数は 56,414 件であった。

(注) 内訳は、スペインに居住する者からのスペイン語による特許出願が 2004 年の 2,864 件から、2005 年 3,027 件に 5.6% 増加(同年報第 8 頁参照。)、また、スペイン以外に居住する者からのスペイン語による特許出願が 2004 年の 236 件から 225 件に減少。

----- スペイン特許庁のプレスリリースは,こちら -----

http://www.oepm.es/internet/noticias/noticias_a.htm

---- 2005年年報は、こちら -----

http://www.oepm.es/internet/noticias/MEMORIA 2005.pdf

・スロバキア特許庁、2005年の年報を公表

スロバキア特許庁(Intellectual Property Office of the Republic of Slovakia)は、2005 年の年報(Annual REPOrt 2005)を公表した。

これによると、主な内容は以下の通り。

- ・ 特許について、2005年の出願数は250件(うち国内出願は155件。)と、EPC 加盟(2002年7月1日)以降減少傾向が続いている(2001年の出願数は1942件。)。登録件数は560件。主な出願は有機化学、医療などの分野。外国出願95件についてみると、1位はチェコ33件、2位はUS25件。審査待ち件数は6、668件。2005年12月31日現在、有効な特許は4、149件。
- ・ 実用新案については、出願件数は377件、登録件数は310件。
- · 意匠については、出願件数は137件、登録件数は150件。
- ・ 商標については、出願件数は 3,885 件で、うち外国出願は 1,146 件。外国出願の 1 位はチェコ 623 件、US185 件。
- ・ 職員数は,146名で,うち特許が19名,意匠・商標が13名。
- ・ 総収入は、2、937千ユーロ。

----- スロバキア特許庁のプレスリリースは, こちら -----

http://www.indprop.gov.sk/pdf/r 2005.pdf

リトアニア特許庁、知的財産に関する 2005 年の統計を公表

リトアニア特許庁は、知的財産に関する 2005 年の統計を公表した。 主な内容は以下の通り。

- ・特許出願件数は、115件。
- ・商標出願件数は, 2, 250件で。登録件数は 1, 787件で, うち外国のトップ 5は, US263

23 -

件, 英国 43 件, ドイツ 8 件, 日本 27 件, スイス 25 件。

・意匠出願件数は,30件。

---- リトアニア特許庁の公表は、こちら -----

http://www.vpb.gov.lt/statistika/2005/Stat 2005.pdf

・スロベニア特許庁、2005年の年報を公表

スロベニア特許庁は、2005年の年報を6月8日公表した。

この年報の主な内容は以下の通り。

- ・英国特許庁の協力のもと、品質管理制度にかかるプロジェクトを進めている(注)。
- ・著作権係争における調停手続を定めた。
- ・知的財産法を改正し、EUのエンフォースメント指令を履行した。
- ・特許出願件数は,364 件で,国内居住する者からが344 件(前年比1%増加。),国外に居住する者からが20件(前年比52.4%減少。)
- ・登録された特許件数は、1,414件(前年比5%減少。)で、欧州特許が含まれる。
- ・2005年末時点で登録されている特許の総件数は、6,374件。
- ・登録された特許を国別にみると、外国では米国が3%、ドイツが1%。
- ・登録された商標は,6,199件で、マドリッドプロトコルルートが4,641件含まれる。
- ・登録された商標を国別にみると、外国では上位から順に、ドイツ (1,097件)、フランス (488件)、オーストリア (469件)、イタリア (371件)、スイス (354件)。
- ・総職員数は,46名。

(注)

スロベニア特許庁は、5月9日に ISO 9001: 2000 の資格を取得した旨、6月9日付けで公表している。この記事については、下記 URL 参照。

http://www.uil-sipo.si/GLAVAGB.htm

	2005 年年報は、こちら ——		
http://wv	ww.uil-sipo.si/letno05.pdf		
	英国特許庁の ISO 9001:2000	に関する記事は、	欧州知的財産ニュース 2006 年 1
~3月5	号(Vol.12)第 28 頁を参照 ——	_	
http://ww	yw jetro go in/world/europe/in/arc	chive/ndf/news 012	ndf

24 -

≪その他 ≫

·WIPO, 非公式特許法常設委員会(非公式 SCP) を開催

世界知的所有権機関(WIPO)は、4月10日~12日、ジュネーブにて非公式特許法常設委員会(非公式 SCP: Standing Committee on the Law of Patents)を開催した。現在、WIPO・SCP における特許制度調和の議論は南北対立の激化により実質的な議論が進展していない。この状況を打開するため、2005年9月のWIPO 加盟国総会において、(1)実体特許法条約(SPLT; Substantive Patent Law T reaty)に関するオープンフォーラム、(2)非公式 SCP、(3)第12回 SCP の順で会合を開催し議論されることが決定された。今回の非公式 SCP はこの流れに沿ったものであり、3月に開催されたWIPO・SCP オープンフォーラムに引き続いて開催されたもの。

非公式 SCP には、76 の加盟国及び6 の政府間機関が参加した。SPLT の条項のうち4項目(先行技術の定義、グレースピリオド、新規性、進歩性)を優先的に議論すべきとする日・米と、特許対象の例外、出所開示と利益配分等の9項目を SCP で議論すべきとするブラジル、アルゼンチン等の開発フレンズグループとが対立。EU は、日米提案4項目プラス開発フレンズ提案のうちの一部の項目を SCP で議論すべきと主張した。EU は日・米と共に、13項目を平等に SCP で議論することには反対し、次回第12回 SCP の開催は困難であるとし、これに対して開発フレンズは13項目を平等に議論すべきとし、結局次回 SCPの作業計画は策定できず、この結果を9月の WIPO 一般総会に報告することとなった。

----- WIPO のプレスリリースは,こちら -----

http://www.wipo.int/edocs/prdocs/en/2006/wipo_upd_2006_270.html

·欧州委員会、EU-中国間の貿易関係に関するコンサルテーション開始

欧州委員会は、5月8日、EUー中国間の貿易経済関係戦略についての今後のレビューに向けて、コンサルテーションを開始した。今後10年間EUが中国との関係をどのようにハンドリングすべきか、具体的には、(1)国際貿易における中国の経済成長の中でEUにとって最も重要な機会は何か、そしてこの機会を獲得するためにEUは何をすべきか、(2)中国の台頭によってEUが直面する課題及びリスクは何か、そしてEUはどのようにしてこの課題及びリスクに対応すべきか、との点について、企業、公共団体、NGO等すべての関係者からのコメントを求める方針。

EU-中国間の貿易経済関係戦略のレビューについて,マンデルソン委員(貿易担当)は,「レビューの際には、知的財産、市場アクセス、投資機会のような主要な課題に重点を置

くべき」と述べている。

上記コンサルテーションの結果を踏まえて,2006 年第 4 四半期に,EU-中国間の貿易 と経済関係についての欧州委員会のコミュニケーションが公表される予定。

---- EUのプレスリリースは, こちら ----

http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/06/591&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en

---- コンサルテーションペーパーについては、こちら ----

http://europa.eu.int/comm/trade/issues/bilateral/countries/china/consultation_en.htm

· EPO ミュンヘンにおける審査官のストライキ

5月9日午前, EPO ミュンヘンにおいて,審査官が半日ストライキを行なった。この背景には,EPO では毎年出願数が増加し,大量のバックログを抱えることになった結果,年々審査官に対してより多くの処理を行なうようにというプレッシャーがかかっていることがある。

審査官の入っているミュンヘンの 3 つの建物 (Pschorr-Höfe, Ca pitellum and W estsite Building) では、実質的に審査官はいなかった。幾つかの審査室 (Directorates) では、ほんの 1,2 名の審査官だけが働いていたにすぎず、ほとんどの審査室ではより深刻な状況であった。

また、翌週の火曜日夕方には Isar Building においてデモンストレーションが行われた。

なお、EPO ではこれまでにもストライキが行なわれており、最近では次の通り 1993 年、1999 年、2001 年に行なわれている。

- ・ 1993年, EPO ハーグオフィスにて,給与控除に関して審査官が反発し一日スト。
- ・ 1999 年, EPOにて, 大量出願により審査処理時間がかかるとの状況に対して 審査官がスト。
- ・ 2001 年, EPO ハーグオフィスでスト。

——— 同ストライキを報じた Web ニュースは	, こちら
http://www.heise.de/newsticker/meldung/72912	(ドイツ語)

EPO のスポークスマンは、バックログを抱え生産性の向上は重要な問題であるが、効率化により品質も改善する、とコメントしている。

· EU 諸機関、「.eu」トップレベルドメインの使用開始

5月9日, EU の諸機関は、「.eu」トップレベルドメインの使用を開始した。ヴァルストレム欧州委員会副委員長(EU 機関関係/通信戦略担当)は、「.eu」ドメインによって EU がウェブ上でより良く見えるようになったと強調した。

これまでの「.eu.int」ドメインは、1年間の経過期間は使用できる。

EU の主要機関の新 URL は以下の通り。

EU 全体: http://europa.eu

OHIM: http://oami.europa.eu
欧州委員会: http://ec.europa.eu

欧州議会: http://europarl.europa.eu

閣僚理事会 : http://consilium.europa.eu

欧州裁判所: http://curia.europa.eu

なお、「.eu」トップレベルドメインの一般からの登録申請は2006年4月7日から開始されており、現在100万件を超える申請がなされている。

(注)使用開始日の「5月9日」は、欧州市民一般にはほとんど知られていないが、EUが「欧州デー(Europe Day)」として定めている記念日。1950年5月9日に、当時の仏の外相が、平和の維持を目的とした欧州統合体について提案した事実に基づくもの。

EU のプレスリリース及び EU 諸機関の新たな URL は、こちら ——http://europa.eu.int/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/06/586&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en

「.eu」ドメイン登録申請に関する過去の情報については、欧州知的財産ニュース 2005 年 10~12 月号 (Vol.11) 参照。

── 欧州知的財産ニュース 2005 年 10~12 月号(Vol.11)は、こちら ── http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news_011.pdf

27 -

·CIPA, 欧州委員会の欧州における特許システムに関する意見公募に意見を 提出

CIPA (The Chartered Institute of Patent Agents; 英国公認特許代理人協会)は、欧州委員会 (European Commission)域内市場及びサービスが1月9日より行っている欧州における特許システムに関する意見公募 (public consultation)に対して意見を提出した旨、5月19日付けで発表した。

これによると、共同体特許について、実現を望む一方で産業界の満足するものでなくてはならず、政治的な決着が図られるべきでない点を強調。欧州理事会において政治的に合意された案ではなく当初の欧州委員会の案を支持している。そして妥協によりできた共同体特許制度よりは欧州特許と各国特許が並存する現行制度が維持される方がよい点を強調している。また、翻訳とコストの問題については1言語かEPOのような3言語制度に基づく共同体特許のメリットについて言及している。

また、特許訴訟制度については、明確に EPLA (European Patent Litigation Agreement)の必要性について触れるとともに、欧州委員会の支持を促している。理由は、現在まだ共同体特許は存在せず欧州特許が存在しており、仮に制度が整ったとしても、欧州の数カ国にしか出願しない出願人にとっては欧州特許の方がメリットであることから当面は欧州特許も付与され続けるため。

(注 1) 英国の特許弁理士団体。登録会員役 3,000 名。 うち登録されている特許弁理士約 1,500 名。

(注2) 2003 年 3 月の欧州理事会 (European Council) では、共同体特許規則案について政治的合意がなされている。

CIPA の発表は、こちら ———
http://www.cipa.org.uk/pages/whatsnew/article?F9E8D2CE-3103-4B2D-96B0-A09652AA5021
CIPA が提出した意見は、こちら
http://www.cipa.org.uk/download_files/CIPA_response_EU_consultation.pdf
— 欧州委員会の欧州における特許システムに関する意見公募についての記事は、
州知的財産ニュース2006年1~3月号(Vol.12)を参照 ———
http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news_012.pdf
—— 共同体特許規則に関する記事は、欧州知的財産ニュース 2004 年 6 月号 (Vol.2)
を参照 ——
http://www.jetro.go.jp/world/europe/jp/archive/pdf/news 002.pdf

·FICPI、総会を開催

5月22日、パリにおいて、FICPI(産業財産権代理人国際連盟; Fédération Internationale des Conseils en Propriété Industrielle)の総会が開幕された。FICPI は会員数約3,800人(うち日本人会員は70数名)からなる、欧州を中心とした世界の開業特許弁護士・弁理士の団体。総会は3年に一度開催されるが、今回はFICPI 創立100周年という節目の総会にあたる。今回の総会は25日まで開催される予定。

総会初日には各国特許庁から幹部が参加し講演を行った。その発言ポイント以下の通り。 <アーナーFICPI 会長>

昨日の FICPI 内の会合で、中国関係を取り扱う委員会が設立された。今後 FICPI の国際 関係が益々強化されるであろう。

<ガリーWIPO 事務局次長>

今回の FICPI 総会のテーマである「バランス」は重要な点。知財には3つの「バランス」がある。第一は「内的バランス(Internal Ba lance)」。知財の分野内部のバランスであり、以前から言われている特許という独占権と技術的知識の利用とのバランスのこと。第二は「外的バランス(External Balance)」で、知財の分野と他の分野とのバランスという比較的新しい概念。WTO・TRIPS 交渉以来、知財を他の分野とバランスさせて交渉していくことが必要となっている。第三は「南北バランス」であり、これが最も困難なもの。

<ポンピドゥーEPO 長官>

EPO は現在 31 カ国が加盟しており、拡張国 5 カ国も合わせると 5 億 5 千万人の人口を抱える。これは米国と日本の人口の総和以上。さらに、マルタが近々加盟し、ノルウェーもいずれ加盟するだろう。

EPO の要処理件数は徐々に減ってきており、そのパワーを審査の質向上に向けている。 現在、加盟国特許庁との関係についての「Strategic Debate」を行っているところ。各庁 とも協力して欧州特許ネットワークを、すなわち各庁のサーチ結果を EPO が利用するよう な汎欧州的な仕組みを作っていきたい。

2007 年 12 月に発効予定の EPC2000 は、欧州の特許制度の近代化に資するであろう。 <サルモン USPTO 国際関係シニアカウンセラー>

総会のテーマである「バランス」は永遠の課題。先日の e-Bay 最高裁判決もバランスに配慮したもの。模倣品問題はバランスの欠如とも言えるものであり、米国は大変懸念している。米国内では省庁横断の STOP イニシアティブを実施するとともに、中国、ロシア、ブラジルに USPTO から IP アタッシェを派遣。また、WIPO 開発アジェンダに関しては、知財は開発に重要という一貫した主張を米国は行っているが、知財が開発にとってマイナスという一部途上国の認識を懸念。

<高倉 JPO 特許審査第四部長>

出願件数・要処理件数が増加する中、他庁とのサーチ、審査結果の相互利用はきわめて重要。相互利用については国家主権との関係を懸念する声もあるが、そういう問題はない。相互利用は政治的スローガンではなく、客観的潮流。相互利用を進めるべく、JPO は様々な努力・提案を行っている。第一に特許審査ハイウェイ、第二に新ルート、第三に AIPN。FICPI 会員である特許代理人の方々とも是非協力して施策を進めて行きたい。

<バティステリ仏産業財産庁長官>

記念すべき FICPI100 周年総会をパリで行ったことに感謝。フランスでは年 7 万件の商標登録出願がなされており、知財はフランス政府の最重要課題の一つ。

総会プログラム、講演概要は、こちら — http://www.ficpi.org/library/PARIScongress/ParisCongressLIST.html